

松前町パブリックコメント手続要綱

平成23年8月12日 松前町告示第115号

平成23年8月12日 教委告示第11号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民の町政への参画を促進し、もって公正で民主的な開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、パブリックコメント手続とは、町の基本的な政策、施策又は制度(以下「政策等」という。)を策定又は改定(以下単に「策定」という。)する過程において、当該政策等の案を公表し、広く町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、町民等から提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において、実施機関とは、町長及び教育委員会をいう。

3 この告示において、町民等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等町の基本的政策を定める計画又は個別行政分野における計画
- (2) 町の基本的な方向性等を定める憲章又は宣言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この告示の規定は適用しないことができる。

- (1) 迅速又は緊急な決定を要するもの
- (2) 軽微なもの又は裁量の余地がないもの
- (3) 法令等にこの告示と同等の手続が定められているもの
- (4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この告示に定める手続に準じた手続を経て実施機関に報告、答申等を行ったもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、その政策等の性質がパブリックコメント手続に適さないもの

(公表時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、政策等の策定を行おうとするときは、当該政策等の最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成した趣旨、概要及び経緯等当該政策等の案を理解するために必要と考えられる資料を、併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法から必要に応じて選択して行うものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) ホームページへの掲載
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、政策等の案を公表した日から1月以上の期間を設けて、政策等の案について意見等の提出を受けるものとする。ただし、実施機関がやむを得ないと認める場合は、意見等の提出を受ける期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への持参

3 意見等を提出する町民等は、住所、氏名、生年月日その他必要な事項を明記しなければならない。

(意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、政策等の策定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとする。

3 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、公表の方法については第6条を準用する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則 (平成23年告示第115号、平成23年教委告示第11号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、既に策定過程にある政策等については適用しない。ただし、実施機関において必要であると認めるときはこの限りでない。